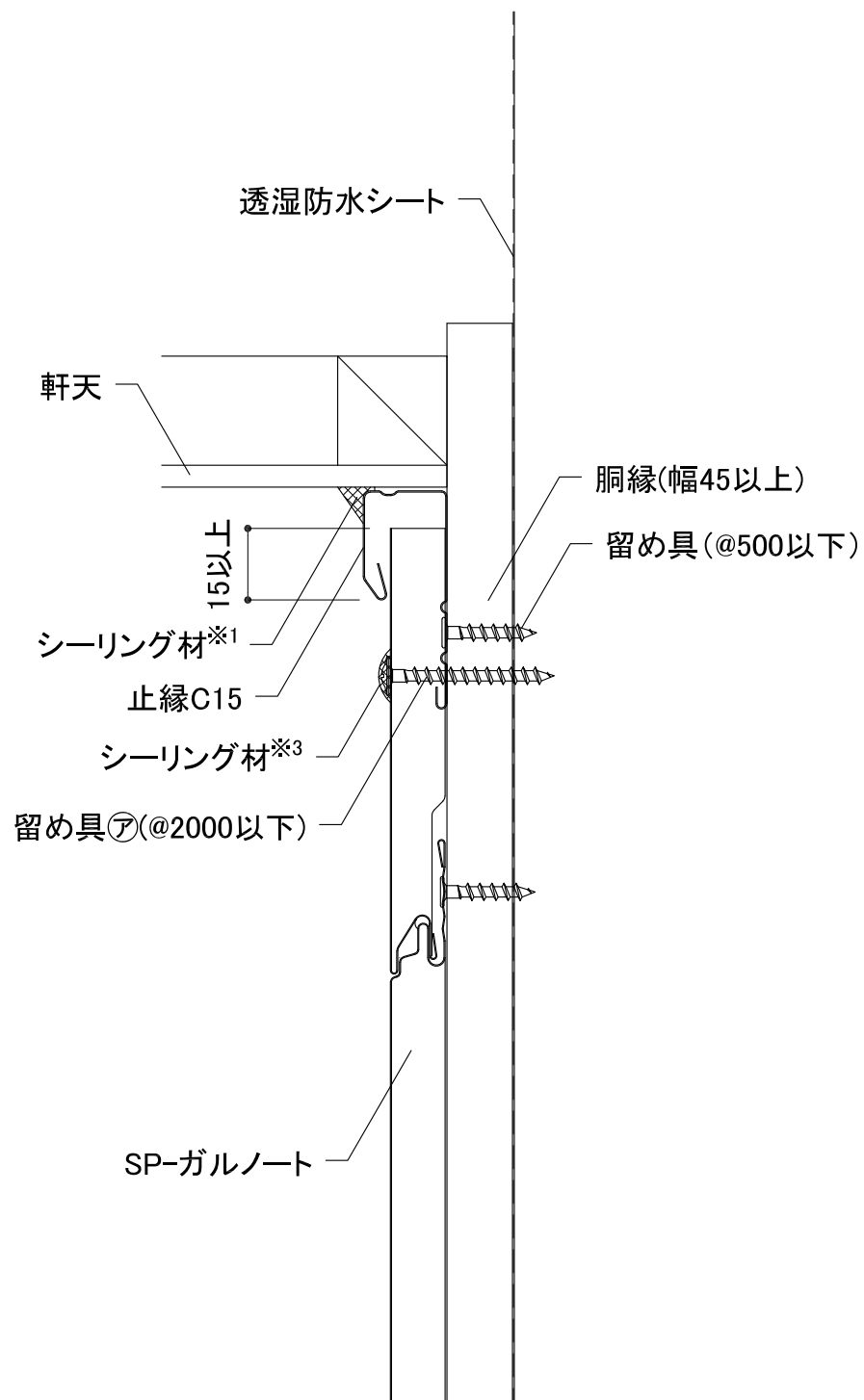
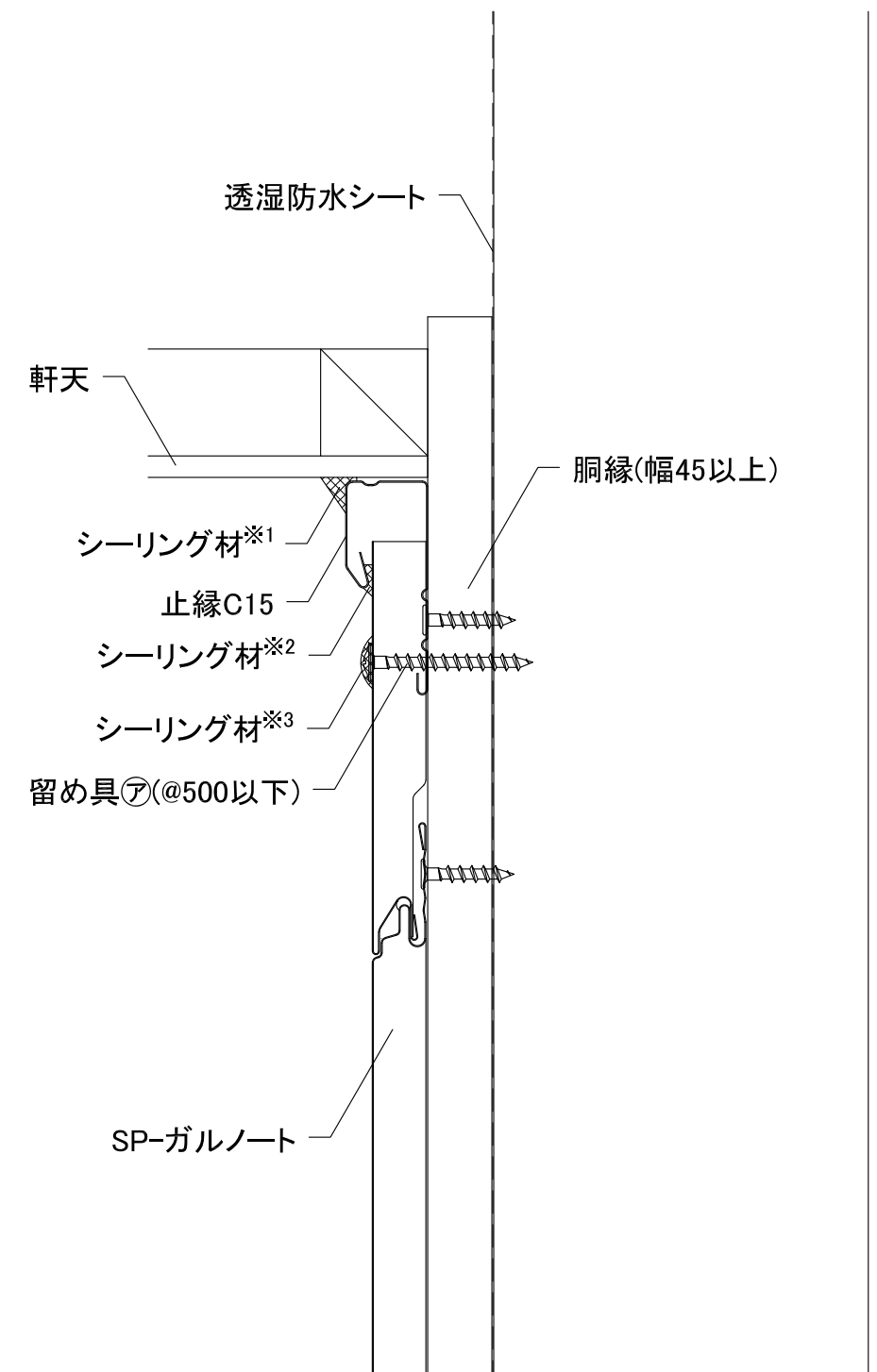




●止縁C15と本体の重なり代が15mm以上確保できない場合



軒の出が300mm未満の場合

- ・本体と止縁C15の重なり代が15mm以上確保できる場合は、シーリング材※2は不要。
- ただし、重なり代が15mm以上確保できない場合は、留め具アは500mm以下の間隔で留め付け、シーリング材※2の施工が必要。

軒の出が300mm以上の場合

- ・シーリング材※1、※2の施工および、本体と止縁C15の重なり代を15mm以上確保する必要なし。

※3 くぎまたはビス頭には、シーリング材の代わりにタッチアップペイントでの塗装も可。